

土地使用に関する覚書

有田市（以下「甲」という。）と上野山義治（以下「乙」という。）及び小豆島自治会（以下「丙」という。）とは、有田市防災行政無線整備に係る下記の土地（以下本物件という。）の使用について、以下のとおり覚書を締結する。

（物件表示）

所在地	有田市宮崎町271番地1
-----	--------------

- 第1条 覚書の期間は、締結日から令和5年3月末日までとする。ただし、この期間満了1カ月前までに甲、乙のいずれからも書面による意義申し出のない場合は更に1年間延長するものとし、その後においても期間が満了した場合と同様とする。
- 第2条 甲は、本物件を小豆島区放送設備設置及びその使用以外の目的に使用することはできない。
- 第3条 乙が、本物件を自ら使用もしくは第三者に賃貸・譲渡する場合、乙は1カ月以上前に甲丙に通知するものとする。甲は、本物件の使用を中止し、すみやかに現状に復して明け渡しを行うものとする。
- 第4条 本覚書に定めなき事項については、甲乙丙誠意をもって協議する。

本覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙3者記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和4年7月19日

甲 有田市箕島50番地

有田市長 望月 良男



乙 有田市宮崎町326番地

上野山 義治



丙 小豆島自治会

会長 田中 憲二



有田市防災行政無線整備に関する覚書

有田市防災行政無線（小豆島地区放送設備兼）の設置に係る土地の使用について、小豆島自治会（以下「甲」という。）と上野山義治（以下「乙」という。）は、下記のとおり覚書を締結する。

記

1. 設置場所は、有田市宮崎町 271 番地 1
2. 甲は、借地料として、乙に年額金 20,000 円を 2 月末日まで支払う。
3. 覚書の期間は、締結日から令和 5 年 3 月末日までとする。但しこの期間満了 1 カ月前までに、甲乙から意義申し出のない場合は更に 1 年間延長するものとし、その後においても期間が満了した場合と同様とする。
4. その他、本覚書に定めなき事項については、甲乙協議のうえ解決する。

以上、この覚書締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙押印のうえ、それぞれ 1 通を保存する。

令和 4 年 10 月 10 日

甲 小豆島自治会
会長 田中 憲二

乙 有田市宮崎町 326 番地
上野山 義治